大分県	大分県立社会教育総合センター	別府市大字別府字野口原三〇三〇番地一
宮崎県	ひまわり荘	宮崎市瀬頭二丁目四番五号
鹿児島県	鹿児島県社会福祉センター	鹿児島市鴨池新町一番七号
沖縄県	沖縄県立那覇商業高等学校	那覇市松山一丁目一六番一号
第二回（都道府県）	（試験場となる施設の名称）	（試験場となる施設の位置）
北海道	会議・研修施設ＡＣＵ	札幌市中央区北四条西五丁目
青森県	青森県立北斗高等学校	青森市松原二丁目一番二四号
岩手県	ホテルメトロポリタン盛岡　本館	盛岡市盛岡駅前通一番四四号
宮城県	宮城県庁講堂	仙台市青葉区本町三丁目八番一号
秋田県	秋田県立秋田明徳館高等学校	秋田市中通二丁目一番五一号
山形県	山形県立霞城学園高等学校	山形市城南町一丁目一番一号
福島県	杉妻会館	福島市杉妻町三番四五号
茨城県	茨城県立青少年会館	水戸市緑町一丁目一番地一八
栃木県	栃木県総合教育センター	宇都宮市瓦谷町一〇七〇番地
群馬県	群馬県生涯学習センター	前橋市文京町二丁目二〇番二二号
埼玉県	埼玉県民活動総合センター	北足立郡伊奈町内宿台六丁目二六番地
千葉県	千葉敬愛短期大学	佐倉市山王一丁目九番地
東京都	東京工業大学大岡山キャンパス	目黒区大岡山二丁目一二番一号
神奈川県	カリタス女子短期大学	横浜市青葉区あざみ野二丁目二九番一号
新潟県	新潟勤労者総合福祉センター　新潟テルサ	新潟市中央区鐘木一八五番地一八
富山県	富山県農協会館	富山市新総曲輪二番二一号
石川県	石川県本多の森庁舎	金沢市石引四丁目一七番一号
福井県	福井県立青少年センター	福井市福新町二五〇五番
山梨県	山梨県立甲府第一高等学校	甲府市美咲二丁目一三番四四号
長野県	長野市生涯学習センター	長野市大字鶴賀問御所町一二七一番地三号

岐阜県	朝日大学	瑞穂市穂積一八五一番地一
静岡県	静岡県職員会館もくせい会館	静岡市葵区鷹匠三丁目六番一号
愛知県	秀英予備校名古屋本部校	名古屋市千種区内山三丁目二三番一二号
三重県	三重県庁　講堂	津市広明町一三番地
滋賀県	コラボしが２１	大津市打出浜二番一号
京都府	京都府総合教育センター	京都市伏見区桃山毛利長門西町
大阪府	関西大学キャンパス　天六	大阪市北区長柄西一丁目三番二二号
兵庫県	神戸山手大学　三号館	神戸市中央区中山手通六丁目五番二号
奈良県	奈良県立大学	奈良市船橋町一〇番地
和歌山県	和歌山県立向陽高等学校	和歌山市太田一二七番地
鳥取県	鳥取県立生涯学習センター　県民ふれあい会館	鳥取市扇町二一番地
島根県	島根県職員会館	松江市内中原町五二番地
岡山県	岡山県立烏城高等学校	岡山市北区伊島町三丁目一番一号
広島県	広島県情報プラザ	広島市中区千田町三丁目七番四七号
山口県	防府市文化福祉会館	防府市緑町一丁目九番二号
徳島県	徳島県ＪＡ会館別館	徳島市北佐古一番町五番一二号
香川県	ホテルルポール讃岐	高松市中野町二三番二三号
愛媛県	公立学校共済組合道後宿泊所　にぎたつ会館	松山市道後姫塚一八番地二
高知県	高知県教育センター分館	高知市大原町一三二番地
福岡県	福岡県立博多青松高等学校	福岡市博多区千代一丁目二番二一号
佐賀県	佐賀市民会館	佐賀市水ケ江一丁目二番二〇号
長崎県	松藤プラザ「えきまえ」いきいきひろば	長崎市大黒町三番一号
熊本県	熊本県民交流館　パレア	熊本市中央区手取本町八番九号
大分県	大分県立社会教育総合センター	別府市大字別府字野口原三〇三〇番地一

宮崎県	ひまわり荘	宮崎市瀬頭二丁目四番五号
鹿児島県	鹿児島県社会福祉センター	鹿児島市鴨池新町一番七号
沖縄県	沖縄県立那覇商業高等学校	那覇市松山一丁目一六番一号

三　出願の期限

出願の期限は次のとおりとし、当該期限内に文部科学大臣に出願するものとする。

なお、その場合は、当該期限までの消印があるものに限り受け付ける。

○厚生労働省告示第八十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。）第五十三条の二の規定により、同法第三十八条第一項の特別特定機械等について、製造時等検査の業務を次のように都道府県労働局長が自ら行うものとするので、同法第百十二条の二第一項第五号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一の規定に基づき告示し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

名称	自ら行うものとする年月日	自ら行うものとする製造時等検査の業務の範囲	自ら行うものとする期間
全ての都道府県労働局長	平成二十四年四月一日	ボイラー及び第一種圧力容器に係る製造時等検査の業務の全部	一年間

○農林水産省告示第六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市東祖谷菅生五四八の一、五四八の二（次の図に示す部分に限る。）、五四八の三、五四九の一から五四九の三まで、五四九の四・五五〇の一・五五〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五五一の一、五五一の二、五五二の一、五五二の二の一、五五二の二の二、五五二の一〇まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五五三の一、五五三の二、三好郡東みよし町東山字葛籠六四五・六四六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六四七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁並びに三好市役所及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府南丹市八木町諸畑東千谷一の七、一の一六、一の一七、八木町船枝東千谷一の九、一の一八、イビキ谷一の一、一の二、日吉町天若イビキ谷五〇の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

第一回

平成二十四年四月二十七日から同年五月十六日まで。

第二回

平成二十四年九月三日から同年九月十八日まで。

また、受験手続その他受験に関する問い合わせは、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電話番号〇三（五二五三）四一一一（内線二六四三）。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に行うこと。